

想定される主な損害類型を、第1回紛争審査会の議論及び各省からの説明を踏まえ、「地域的分類」及び「時間的分類」で分類。
 なお、本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲を何ら予断するものではない。

地域的分類

時間的分類

	I 避難指示（20km圏内）、屋内退避指示（20～30km圏内）、計画的避難区域の指示等に係る損害	II 航行危険区域（30km圏内）設定に係る損害	III 出荷制限等に係る損害	IV 指示・制限等の対象外地域における損害
A 指示・制限等の期間※	(1) 避難費用 ・避難の実費 ・区域外滞在費 (2) 営業損害 ・営業困難な場合の減収分 ・商品の処分費用、拠点の移転費等の追加的費用 (3) 就労不能等に伴う損害 ・給与等の減収分 (4) 財物価値の喪失又は減少 (5) 検査費用(人) (6) 検査費用(物) (7) 身体的損害 ・作業員の被曝による損害 ・避難者の健康悪化による損害 (8) 精神的損害 等	(1) 営業損害 ・操業困難による減収分 ・航路迂回による費用増加分 (2) 就労不能等に伴う損害 ・給与等の減収分 等	(1) 営業損害 ・出荷不能による減収分 ・生産物の処分費用等の追加的費用 (2) 就労不能等に伴う損害 ・給与等の減収分 等	(1) 避難費用 (2) 営業損害 ・風評被害 (3) 検査費用(物) 等
B 指示・制限解除後	(1) 帰還費用 (2) 財物価値の喪失又は減少 ・放射性物質汚染の除去費用 (3) 営業損害 ・営業再開のための費用 ・営業開始までの減収分 ・風評被害 (4) 検査費用(人) (5) 検査費用(物) 等	(1) 営業損害 ・操業再開のための費用 ・操業開始までの減収分 ・風評被害 (2) 検査費用(物) 等	(1) 営業損害 ・出荷再開のための費用 ・出荷開始までの減収分 ・風評被害 (2) 検査費用(物) 等	

※ 事故発生から指示・制限の実施までには時間が経過しており、その期間についてどのような扱いとするかは要検討